

新制度に関するQ&A

Q 1 : 保育所、幼稚園を利用する場合の手続きは、どうなるの ?

A 1 : 施設の利用を希望される場合は、市に申請していただき、保育の必要性の有無やその必要量などの認定を受けていただく必要があります。

市は、その認定した内容を記載した「認定証」を交付します。

保護者の方は、認定された内容に応じて、保育所、幼稚園の施設の中から、それぞれニーズに合う施設を選択いただくこととなります。

※ 認可外保育施設の利用を希望される場合は、利用の手続が一部異なる場合があります。

Q 2 : 費用（保育料）は、どうなるの ?

A 2 : 利用される方に負担いただく費用（保育料）は、国が定める内容を基準として、利用される保護者の所得の状況などを踏まえて、決定されます。

Q 3 : 今の「保育所、幼稚園、認可外保育施設」は、どうなるの ?

A 3 : 今の保育所、幼稚園は、これまでどおりの保育所、幼稚園として運営される場合もあれば、将来的に認定こども園に移行される場合もあります。

幼稚園、認可外保育施設については、新しい給付制度に移行される場合と移行されない場合があります。その場合は、市民の皆様の利用手続きが異なります。

※ 具体的な内容等は、国で審議が行われていますので、詳細が決まり次第、市民の皆様に対して、情報提供に努めます。